

## 鶏卵公正取引協議会 会費規定

### 第1条

鶏卵公正取引協議会(以下「本会」という。)の組織及び運営に関する規則第 33 条に定める会費等に関する事項はこの規定の定めるところによる。

### 第2条

年会費及び使用料は4月、10月の2回に分納することができる。

### 第3条

会費等の納入には本会所定の様式(会費納付書)を使用し、振り込み手数料は会員負担とする。

### 第4条

年会費及び入会金は次の各号のとおりとする。

#### (1)規模別年会費

鶏卵売上金額	年会費
20億円以上	12万円
10億円以上～20億円未満	9万円
3億円以上～10億円未満	6万円
1億円以上～3億円未満	3万円
1億円未満	1万円

(2)入会金は入会時に支払うものとし、額は(1)の規模別年会費と同額とする

### 第5条

会員証紙使用手数料は次の各号のとおりとする

(1)規約第3条に規定する必要表示事項のみの鶏卵

1万円/1件/年

(2)(1)以外の卵

2万円/1件/年

### 第6条

会員証紙審査手数料は次の各号のとおりとする、なお表示内容に変更のない更新の手数料は無料とする

(1)規約第3条に規定する必要表示事項のみの鶏卵

1万円/1件

(2)(1)以外の卵

2万円/1件

#### 第7条

団体会費は以下のとおりとする

年額1口 50 万円で、1団体最大3口まで

#### 第8条

賛助会員の会費は以下のとおりとする

年額 20 万円